

熊本県告示第356号

熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成15年4月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の一部を改正する要項
熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項（平成13年熊本県告示第326号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100パーセント」を「300パーセント」に改める。

第6条第1号ア中「15パーセント」を「10パーセント」に改め、同号イ中「10パーセント」を「5パーセント」に改める。

第6条第3号ア中「10パーセント」を「5パーセント」に改める。

第7条第1号中「（運転資金にあっては、1,500万円）」を削り、「6,000万円（運転資金にあっては、3,000万円）以内。ただし、前条第3号イに掲げる者に対する運転資金にあっては、4,000万円以内とする。」を「6,000万円以内」に改める。

第9条中「及び市町村税」を削る。

第11条中「第7条」を「第8条」に改め、「融資を受けることができるものとする。」の次に「ただし、平成15年4月1日以後に第6条第1号、第2号及び第3号アの要件により融資を受けた者については、これらの要件により、重複して融資を受けることはできないものとする。」を加える。

附則第2項中「平成15年3月31日」を「平成16年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この要項は、告示の日から施行する。
- 2 この要項の施行の日前に、この要項による改正前の熊本県金融円滑化特別資金融資制度要項の規定により貸付けがなされた資金については、なお従前の例による。

熊本県告示第357号

熊本県雇用促進対策資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成15年4月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県雇用促進対策資金融資制度要項の一部を改正する要項
熊本県雇用促進対策資金融資制度要項（平成14年熊本県告示第363号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100パーセント」を「300パーセント」に改める。

第6条第1号中「増加していること。」を「増加すること。」に改める。

第7条第3号中「2.30パーセント」を「2.00パーセント」に改める。

附 則

- 1 この要項は、告示の日から施行する。
- 2 この要項の施行の日前に、この要項による改正前の熊本県雇用促進対策資金融資制度要項の規定により貸付けがなされた資金については、なお従前の例による。

熊本県告示第358号

熊本県小規模事業者資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成15年4月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県小規模事業者資金融資制度要項の一部を改正する要項
熊本県小規模事業者資金融資制度要項（平成2年熊本県告示第245号の12）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「1,000万円」を「1,250万円」に改める。

附 則

- 1 この要項は、告示の日から施行する。
- 2 この要項の施行の日前に、この要項による改正前の熊本県小規模事業者資金融資制度要項の規定により貸付けがなされた資金については、なお従前の例による。

熊本県告示第359号

熊本県創業者支援資金融資制度要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成15年4月2日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県創業者支援資金融資制度要項の一部を改正する要項
熊本県創業者支援資金融資制度要項（平成8年熊本県告示第384号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「出願公告又は」を削る。

第7条第3号中「2.30パーセント」を「2.00パーセント」に改める。

第9条第1項中「市町村民税」を「県税に係る」に改める。

附 則

- 1 この要項は、告示の日から施行する。